

各高齢者施設 管理者 殿
各介護サービス事業所 管理者 殿

福岡県保健医療介護部介護保険課長
(監査指導第一係)
(監査指導第二係)

「緊急事態措置の延長について」に関する周知について

平素より、本県の新型コロナウイルス感染拡大防止にご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

5月12日の緊急事態措置開始からこれまで、不要不急の外出自粛や休業・営業時間短縮など厳しい要請をお願いしたところ、多くの県民及び事業者の皆様にご理解とご協力をいただき、深く感謝申し上げます。その結果、新規陽性者数は減少傾向にあります。

しかしながら、いまだに1日200人前後の高い水準で推移しており、国が示すステージ判断指標のステージⅣに留まっている項目もあることから、決して予断を許さない状況です。

また、医療提供体制について、今回の緊急事態措置の開始以降も大幅に強化してきたものの、引き続き高い水準となっており、医療機関への負荷が大きい状態が継続しています。

これらの状況を鑑み、当初の緊急事態宣言の期限であった5月31日をもって緊急事態措置を解除することは困難であるとして、国に対し緊急事態措置の延長を検討するように要請を行い、5月28日の政府対策本部において、緊急事態宣言の6月20日までの延長が決定されました。

皆様には引き続きご不便とご苦勞をおかけすることになりますが、一日も早く緊急事態措置から脱却できるよう、引き続きご協力をお願いいたします。当該措置については、下記アドレスに内容を記載しておりますのでご確認ください。

特に、高齢者施設等に対しては、新型インフルエンザ等特別措置法第24条第9項に基づき、県等が実施している高齢者施設職員等を対象としたPCR検査事業を活用した職員の受検を、引き続き要請しているところですので、管理者におかれては施設内の感染対策を強化するため、同事業を積極的に活用して、感染の早期発見に努めていただきますようお願いいたします。

なお、緊急事態宣言の期限延長を踏まえ、福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局から、福岡県内（北九州市、福岡市、久留米市を除く）に所在する高齢者施設等に対して、別添のとおり通知が発出され、6月の受検回数を2回増とすることとしております。

記

- 1 福岡県ホームページ 「緊急事態措置の延長について」
アドレス : <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/uploaded/attachment/138480.pdf>
- 2 添付資料 : 「緊急事態宣言発令期間の延長に伴う高齢者施設等の職員を対象とした新型コロナウイルス感染症に係る検査事業の強化について」
<参考: PCR検査事業の対象施設種別>

1 特別養護老人ホーム	2 介護老人保健施設	3 介護療養型医療施設	4 介護医療院	5 軽費老人ホーム	6 養護老人ホーム
7 有料老人ホーム	8 短期入所生活介護	9 短期入所療養介護	10 地域密着型特別養護老人ホーム		
11 地域密着型特定施設入居者生活介護	12 認知症対応型共同生活介護	13 小規模多機能型居宅介護	14 看護小規模多機能型居宅介護		

(「問い合わせ先」 福岡県高齢者施設等PCR検査相談窓口 03-6721-1558 ※対応時間: 9時~17時(平日、土日祝日を含む))

福岡県保健医療介護部介護保険課
監査指導第一係 TEL: 092-643-3251
監査指導第二係 TEL: 092-643-3319